

令和6年能登半島地震のお見舞いおよび被災された  
JIPDEC 発番の標準企業コードを取得している事業者様へ  
特別措置のご連絡

2024年1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」により、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆さま、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

能登半島地震で被災された JIPDEC 発番の標準企業コードを取得している事業者様への特別措置を以下の通り実施いたします。

措置内容：対象地域および対象期間（有効期限）に該当する事業者様の標準企業コードの有効期限を1年間延長。

対象企業：本社ないし連絡先が対象地域にある標準企業コード事業者様

対象地域：石川県、富山県

対象期間（有効期限）：2024年1月1日～2025年1月1日

上記地域以外でも当該地震で被災し、有効期限の延長を希望される事業者様につきましては、状況に応じて延長いたしますので JIPDEC にお申し出ください。

その他ご質問等ございましたら、下記よりご連絡ください。

[https://www.jipdec.or.jp/kcode\\_inquiry.html](https://www.jipdec.or.jp/kcode_inquiry.html)

なお、JIPDEC 以外のコードセンターより発番された標準企業コードを取得している事業者様につきましては、各コードセンターへお問い合わせください。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
標準企業コード担当 [kcode@jipdec.or.jp](mailto:kcode@jipdec.or.jp)